## 令和6年度において特恵適用除外措置の適用基準に該当する品目

① 部分適用除外措置(部分卒業)(除外期間:R6.4.1~R9.3.31)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特恵 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号	
該当品目なし										

② 国別·品目別特恵適用除外措置(除外期間:R6.4.1~R9.3.31)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特恵 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
1211.90	1211.90-500	ルイボス	南アフリカ	5%	3%	無税	農林水産省	農産局果樹・茶グループ	03-6744-2512
1212.99ex	1212.99-990	その他の植物性生産品	南アフリカ	5%	3%	無税	農林水産省	農産局果樹・茶グループ	03-6744-2512
44.18	_	木製建具及び建築用木工品	フィリピン	無税~ 20%	無税~6%	無税 <b>~</b> 3.6%	農林水産省	林野庁木材利用課 木材貿易対策室	03-3502-8063

<sup>※</sup>特恵適用除外措置に関する一般的な質問については、財務省関税局関税課企画第2係(03-3581-4786)までお問い合わせ下さい。